

付録4 用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・経済活動が、单一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ・物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

2 企業等

「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所（個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。）をいう。

「企業等」とは、企業及び国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいう。

3 売上高

事業所・企業等において、サービス等を提供した対価として得られたもの（消費税等の間接税を含む。）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいう。

<売上高に含めるもの>

- ・受託販売 … 販売手数料収入
- ・委託販売 … 委託先で販売した実際の販売額
- ・不動産代理業・仲介業 … 代理手数料収入、仲介手数料収入など
- ・取次業 … 取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの手数料）
- ・自家消費・贈与 … 商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には、金額に換算した額
- ・医療業・介護事業 … 医療保険・介護保険からの受取保険料、利用者の自己負担など
- ・会社以外の法人及び法人でない団体 … 事業活動によって得た収入

<売上高に含めないもの>

- ・預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- ・事業外で有価証券、土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- ・借入金、繰越金
- ・本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費
- ・会社以外の法人及び法人でない団体における事業活動を継続するための収入（運営交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

<売上高の計上時点>

- ・売上高は、代金を受領した月でなく、サービス等を提供した月の売上高を計上

(例) 割賦販売については、サービス等を提供した月に計上

学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（3か月）で均等割り

ソフトウェア開発などの長期にわたる事業については、進行状況に応じて計上

- ・売上高は、月初めから月末まで1か月間を計上

4 事業従事者

事業所・企業等において、月末に最も近い営業日に実際に働いている人（「出向又は派遣として他の企業などで働いている人」を含まず、「出向又は派遣として他の企業などからきてこの事業所・企業等で働いている人」を含む。）をいう。

事業従事者を次のように区分した。

有給役員

個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。

個人業主

個人経営の事業主をいう。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とする。

無給の家族従業者

個人業主の家族などで、賃金や給与を受けずに、事業所を手伝っている人をいう。

常用雇用者

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員としている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

別経営の事業所・企業等からの出向・派遣

出向又は派遣として、他の企業などから来てこの事業所・企業等で働いている人で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、この事業所・企業等で働いている人をいう。

5 事業活動の産業

事業所・企業等が行う事業活動を単位とした産業分類である。企業等においては個々の事業活動ごとに、事業所においては、単一の事業活動を行っているとみなし、当該事業所の主要な事業活動により分類している。

6 事業所・企業等の産業

事業所・企業等を単位とした産業分類である。企業等においては傘下事業所を含めた当該企業等全体の主要な事業活動、事業所においては当該事業所の主要な事業活動により分類している。

7 経営組織

個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

会社以外の法人

会社以外で法人格を持っている団体をいい、国・地方公共団体も含む。例えば、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、更生保護法人、国民健康保険組合、共済組合、弁護士法人、監査法人、税理士法人などが含まれる。

法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、協議会などの事務所等が含まれる。

8 資本金

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。